

# 卷十三

太田和泉守これを綴る

天正八年庚辰

## 播州三木落居の事

正目朔日、終日雪降り候なり。近年摂州表各在番粉骨に付き、年頭の御礼、旧冬より御触れにて、御免、御出仕これなし。

正月六日、播州三木表、別所彦進、楯籠りし宮の上の構へ、羽柴筑前守乗つ取り、諸陣近々と寄せられ、別所彦進は一戦に及ばず、本丸へ取り入り、別所小三郎と一手になるなり。

正月十一日、羽柴筑前、宮の上より見下墨給ひ、別所山城が居城、鷹の尾と云ふ山下へ、人数を付けられ候。抱へ難く存知、山城も本丸へ取り入るなり。則ち、諸卒付け入りに攻め込むところ、本丸より心ばせの侍ども罷り出で、防戦、後陣を推し懸け貼攻め入るなり。懸かる所に、本丸より火を付け、焼出す。

正月十五日、羽柴与力、別所孫右衛門、城内より、小森与三左衛門と申す者を呼び出だし、小三郎・山城・彦進三人の方へ状を遣はし、摂州の荒木、丹波の波多野果て候如くに候ては、末世の嘲哂、口惜しく候。尋常に腹を切り然るべきの由、申し遣はし候ところ、両三人腹を切るべく候間、其の外諸卒相助けられ候様

にと、小森を使にて懇望の歎を申し送る状に曰く

唯今申し上げ候趣意は、去々年以来、敵対に伏せ置かるゝの条、謹しみて申し断るべき心底のところ、不慮に内輪の面々覚悟を替ふるの間、是非に及ばざる者なり。然らば今に至りて相届く輩悉く討ち果たさるべき事、不便の題目なり。

御憐愍を以て助け置かるゝにおいては、某両三人腹を切るべく相定め訖ぬ。此の旨、相違なき様に御披露を仰ぎ候。恐々謹言。

正月十五日

別所彦進ともゆき

浅野弥兵衛殿

別所山城よしちか

孫右衛門殿

別所小三郎長はる

右の旨、披露のところ、羽柴筑前感歎し、諸士を相助くべきの返答ありて、樽酒二、三荷を城中へ送り入れらる。別所満足致し、妻子兄弟、各家老の者呼び双  
べ、

正月十七日には腹を切るべきの旨、女房子供にも申し聞かせ、互ひに盃を取りかはし、今生の暇乞哀れなる次第、申せば、中貼愚かなり。然らば、小三郎かたより、山城かたへ、十七日申の刻に腹を切らるべきの趣、申し遣はすのところ、爰にて、山城存分には、腹を切り候はゞ、定めて頸を取り、大路を渡し、安土へ進上すべく候。左侯ては、都鄙の口難無念に候の間、城内に火を懸け、焼死に、騒骨を蔵すべきの由にて、家に火をかくるを見て、諸士差し懸け、山城を生害なり。

正月十七日申の刻、別所小三郎は、三歳の孩子膝の上に置き、涕を推して差し殺し、又、女房を引き寄せ、同じ枕に害しけり。別所彦進も、同じ如く、女房を指し殺す。屍算を乱す有様、目も当てられず。其の後、別所兄弟手に手を取りて広縁に出て、左右に直り、各を呼び出だし、此の度の籠城、兵糧事尽きて、牛馬を食し、虎口を堅め、籠城相届く志、前代未聞の働き、芳恩申すに足らず、併せて、我等相果て、諸士を相助け、身の悦び、これに過ぐべからずとて、小三郎腹を切り、三宅肥前入道介錯し、入道云く、此の先、御高恩に預かる人、多しといへども、御伴申さんと云ふ人なし。某者慙に家の年寄に生まれながら、更に出頭に及ばず、述懐は身に余るといへども、御伴申すなり。三宅肥前入道が働きを見よとて、腹十文字に切りて、臍をくり出し、死になり。さて、彦進こし方、召使に侯輩を呼び双べ、太刀、刀・脇指・衣装、形見にとらせ、兄の小三郎が腹を切りたる脇指を取り持ち、又、彦進も丈夫に腹を切る。小三郎年廿六、彦進歳廿五、惜しむべし貼。爰に希代の名誉ある山城が女房は、畠山総州の娘なり。自害の覚悟を致し、男子一人、女子一人左右に並べ置き、心づよくも一々に差し殺し、主も喉頸掻き切り、枕を並べて死になりけり。前代未聞の働き、哀れなる題目なり。其の後、城中の者ども助け出だされ、其の内に小姓一人、短冊を持ちて出づる。是れを取りて見られければ、辞世の歌なり。

小三郎　いまはたゞうらみもなしや諸人の命にかはる我が身と思へば

小三郎女房の歌

もろともにはつる身こそはうれしけれをくれ先だつならひなる世に

彦進

命をもおしまざりけり梓弓すゑの世までも名の残れとて

彦進女房

たのめこし後の世までに翹をもならぶる鳥のちぎりなりけり

山城女房

後の世の道もまよはじ思ひ子をつれて出でぬる行すゑの空

三宅肥前入道

君なくばうき身の命何かせん残りて甲斐のある世なりとも

かくの如く哀れをもよほす有様、上下の愁歎限りなし。さて、別所三人の頸、安土へ進上。御敵をなす者、悉く御存分に属す。御威光、中々勝て計ふべからず。併し、羽柴筑前、一身の覚悟を以て、大敵を此の如く退治なされ侯の事、武勇と言ひ、調略と言ひ、弓矢の面目、これに過ぐべからず。

二月廿一日、信長公御上洛、妙覚寺御成り。

二月廿四日、しろの御鷹、一乗寺、修覚寺、松ヶ崎山、終日御鷹つかはされ、物かず仕り候。

二月廿六日、本能寺へ御座を居ゑらるべきの旨にて、御成りあつて、御普請の様子、村井春長軒に仰せ付けらる。

二月廿七日、山崎に至つて御成り。爰にて、津田七兵衛信澄・塩河伯者・惟住五郎左衛門両三人、兵庫はなくま表へ相働き、御敵、はなくまへ差し向け、然るべき地を見計らひ、御取出の御要害に仕り候て、池田勝三郎父子三人、入れ置く。

其の上、歸陣仕るべきの旨、仰せ付けられ訖んぬ。

二月廿八日、終日雨降る。山崎に御逗留、根来寺岩室坊参り、御礼を申し上ぐるところ、御馬并びに御道服下され、忝き次第にて、罷り帰り候へキ。

二月廿九日・晦日兩日、山崎西山にて、しろの御鷹つかはされ、

三月朔日、郡山へ御成り、天神馬場、大田路次通り、御鷹遣はさる。

抑も禁中より大坂へ御無事として、

近衛殿、勸修寺殿、庭田殿、御勅使なされ訖んぬ。信長公より御目付として、宮内卿法印、佐久間右衛門相添へ、遣はされ候。

今度、郡山御鷹野にて、賀藤彦左衛門、佐目毛の御馬進上。

三月三日に、伊丹城へ御座を移され、荒木摂津守居城の様体御覧じ、是れより兵庫表御見廻りなさるべきの上意に候ところ、御取出御普請はや出来申すに付き、右三人引取り申すの間、

三月七日、信長公、伊丹より山崎まで御帰り、路次の通り、北山御鷹つかはされ、

三月八日、妙覚寺に至りて御帰洛。

三月九日、北条氏政より御鷹十三足上せらる。

一、鴻取 一、鶴取

一、真那鶴取 一、乱取、と申してこれあり。

一、御馬 五疋

以上

洛中本能寺にて進上。相模の御鷹居、御架に維申されなり。此の時の御取次、滝川左近なり。

三月十日、氏政の御使に御礼。御太刀、折紙、御披露、佐久間右衛門。

進物 白鳥 二十 熨斗 一箱

胞 三百 煎海鼠 一箱

江川酒 三種二荷

以上

氏政より使者、笠原越前守。舎弟氏直の使者、間宮若狭守。同下使、原和泉守。公儀御執奏、滝川左近将監。同下使、牧庵。関東衆申し上げらるゝの趣、これを承る。御使衆、二位法印、滝川左近、佐久間右衛門。

三使にて、御縁辺相調へ、関東八州御分国に参るの由なり。

御太刀折紙、笠原越前御礼、氏直の御礼、間宮若狭申し上ぐ。同じく重ねて、右兩人、自分御礼、同じく下使、原和泉御礼。

各退出以後、相州衆へ仰せ出ださるゝ趣、幸の事に候。滝川左近案内にて、京都懇ろに見物申し、頓て安土へ罷り下り候へと、仰せ聞かされ、其の日、信長公御下り、大津松ヶ崎辺にて、しろの御鷹つかはされ、晩に及び、御舟にめされ、矢橋へ御上りなされ、安土へ御帰城。

三月十三日、矢部善七郎御使にて、金銀百枚、北条氏政よりの使者、笠原・間

宮内人に下され、京都にて田舎への宮筭調へ申し候へと、仰せ遣はさるゝなり。

三月十五日、奥の島山に御鷹遣はさるべきにて、御舟にめされ、長命寺善林坊に至りて、御座なさる。

三月十九日まで、五日御逗留なされ、しろの御鷹、御自愛、羽ふり、事に勝れ、希有の由、承り及び、方々より御鷹野の見物、群集仕り候なり。乱取と申す御鷹、すぐれたる羽飛にて、物かず仰せ付けられ、十九日に安土に至りて御帰城なり。

## 無辺の事

三月廿日、無辺と申す廻国の客僧、石場寺、栄螺の坊が所に、暫時、居住仕り候。連々奇特不思議ある由、下貼の者承り及び、分分の心ざしを捧げ、丑の時大事の秘法をさづかり候と申し、昼夜群集候て、男女門前に立ち暮らす由に候。

信長公、無辺の事、連々聞こしめし及ばれ、其の仁体を御覧なされたきの旨、仰せ出だされ、栄螺坊、無辺を召し列れ、安土御山へ参り候。則ち、御厩へ出御なされ、一一御覧じ、御思案の様体なり。

客僧の生国は何くぞと、御尋ねあり。無辺と答ふ。亦、唐人か天竺人かと、御意候。唯、修行の者と申す。人間の生所三国の外には不審なり。さては、術物にてあるか、然らば、炙候はん間、火の拵へ仕り候へと、御錠のところ、御一言に迫り、出羽の羽黒の者と申し上げ候。

唯の売子にてあり。此の程は、生まれ候所もなく、住む所なく、弘法にて候と、申しならばし、何にても、物を人のとらせ候へば、取り候はで、無欲にて、其の宿の者に出だし置き、其の所へ立ち帰り貼する時は、無欲の様に聞え候へども、却つて無欲にはならず候。然りと雖も、奇特のある由、聞こしめし及ばれ候の間、奇特を見せ候へ貼と、御錠のところに、更に其の詮なし。惣別、奇特不思議の人あらば、貌より眼色まで、人物も人に勝れてたふとき物に候。和人は山賤には身の鄙事乏れり。女童どもをたらし、国土の費えをいたし、曲事なり。此の上は、無辺に恥をかゝせ候へと、上意候て、ぞつかのあたまにて候を、所貼狭落させられ、はだかになし、縄を懸けさせ、町通り追放させらる。又、後に能々きかせられ候へば、丑時を伝受仕るの由候て、或ひは子ヲ生まざる女、或ひは病者なる女など、臍くらべと云ふ事、仕りたる由に候。先転までの為めにて候由、御錠にて、御分國中、四方へ、国主貼へ、追手を懸けさせられ、頓て召し寄せ、御糺明なされ、誅させられ候。栄螺坊は、何とて、御城廻りに、か様の従者を置き申すと、御尋ね候ところに、石場寺御堂の漏れを止め申したき為めに、勸進として暫時の間を置き申す由、言上候へば、銀子三十枚、下され候。

三月廿一日、相模国北条氏政へ遣はさるゝ御注文

虎皮廿一枚、縮羅 参百端、但し三箱、猩々皮 十五、以上。 笠原越前守  
請け取り申すなり。

氏直へ 段子 二箱、以上、間宮若狭守請け取り申すなり。



三月廿五日、奥の島へ御泊りの為め、山に御成り、

三月廿八日まで御鷹つかはされ、爰にて造作仕り候由、御錠候て、永田刑部少輔に葦毛の御馬を下され、池田孫次郎に青毛の御馬拝領なり。

三月廿八日、安土へ至りて、御帰城。

閏三月朔日、伊丹城御番、三十日替へに仰せ付けられ、

矢部七郎遣はさる。

閏三月二日、御敵城鼻熊より池田勝三取出へ人数を出だし候。則ち、足輕ども取合せ候のところ、池田勝九郎・池田幸新兄弟、年齢十五、六。誠に若年にて、無躰に懸け込み、火花を散らし、一戦に及ばれ、父池田勝三郎、これ又、懸け付け、鎗下にて究竟の者五、六人討ち捕り、兄弟高名比類なき働きなり。

### 大坂退散御請け誓紙の事

さる程に大坂退城仕るべきの旨、忝くも、禁中より御勅使なされ、門跡・北の方・年寄ども如何あるべきや否やの儀、権門を恐れず、心中の存知の旨趣、残らず申し出づべきの由、尋ね申さるゝところなり、

下間丹後、平井越後、矢木駿河、井上、藤井藤左衛門を初めとして、評錠致し、退屈の験か、又は、世問見究め申すの故か、今度は、上下御一和、尤もと申す事に候。爰にて、御院宣を違背申すに付きては、天道の恐れも如何候なり。其の上、

信長公御動座なされ、荒木・波多野・別所御退治の如く、根を断ち、葉を枯らし  
て、仰せ付けらるべく候。近年、大坂端城五十一ヶ所相抱へ、上下苦勞の者ども  
に賞禄をこそ宛行はずとも、せめての恩に、命を助け申すべき旨、門跡相存知せ  
られ、来たる七月廿日以前に大坂退散に相定む。

御勅使、近衛殿、勸修寺殿、庭田殿、并びに宮内卿法印、佐久間右衛門等へ御  
請けを申し、誓紙御検使申し請けられ候。此の旨、安土へ言上のところ、青山  
虎、御検使仰せ付けられ候。

閏三月六日、安土より天王寺へ日通りに参着候。翌日、

閏三月七日、誓紙の筆本見申され候なり。

誓紙人数 下間筑後の子、少進法橋に黄金十五枚。下間刑部卿法橋、同じく十  
五枚。

あぜち法橋、同じく十五枚。北の方、同じく廿枚。門跡添状、同じく三十枚。以  
上。

### 能登・加賀両国、柴田一篇に申し付くるの事

閏三月九日、柴田修理亮加州へ乱入、添川・手取川打ち越え、宮の腰に陣取り、  
所々に放火。

一揆、野の市と云ふ所、川を前に当て、楯籠る。柴田修理、のゝ市の一揆を追ひ

払ひ、数多切り捨て、数百艘の舟どもに兵糧取り入れ、分捕りさせ、是れより次第に奥へ焼き入り、越中へ越し候。安養寺越えの辺まで相働き、安養寺坂を右に見て、白山の麓、能登境谷貼入り貼まで、悉く放火し、光徳寺の代坊主を楯籠候ひし木越寺の内を攻め破り、一揆数多切りすて、のとの末盛の土肥但馬守構取懸け、攻め干し、爰にても、歴々の者数輩討ち捕り、在陣候ひしところ、長九郎左衛門、飯の山に陣取り、手を合せ、所々放火なり。

閏三月十日、宇津の宮の、貞林、立川三左衛門使として、御馬牽き上せ、進上。太く逞しき駿馬にて、御自愛、乗り心比類なく、御秘蔵斜ならず。御返報として、遣はさる。御注文、

縮羅 三十端、 豹・虎皮拾枚、 金襴 弐十端。

御服 一重ね、 黄金 参枚、 以上。

たち川三左衛門に渡し下され、忝き次第にて、罷り下り候なり。

閏三月十六日より、菅屋九右衛門・堀久太郎・長谷川竹両三人御奉行として、安土御構への南、新道の北に江をほらせられ、田を填めさせ、伴天連に御屋敷下さる。

今度、蒲生右兵衛大輔家中、布施藤九郎御馬廻に召し加へられ、是れ又、江を填めさせ、御屋敷下され、忝き次第、面目の至りなり。御馬廻・御小姓まで、御普請仰せ付けられ、鳥打ノ下江を填めさせられ、町を立てさせられ、西北海の口に舟入り所々にほらせ、請取の手前貼に、木竹を植ゑさせ、其の上、江堀を填め

させ、各御屋敷下され候。御人数、

稻葉刑部、高山右近、日禰野六郎左衛門、日禰野弥次右衛門、日禰野半左衛門、日禰野勘右衛門、日禰野五右衛門、水野監物、中西権兵衛、平松助十郎、野々村主水、河尻与兵衛。

かくの如く仰せ付けられ、信長は、日貼、御弓衆、御責子にて、御鷹つかはされ候へキ。

四月朔日、伊丹城、矢部善七郎御番のかはり、村井作右衛門当番なり。

辰四月十一日、長光寺山に御鷹つかはさるべきにて、出御のところにて、百々の橋にて、神保越中の使者、御馬二つ進上なり。

辰四月廿四日、伊庭山御鷹野へ御出であり。丹羽右近者ども、普請仕り候とて、山より大石を、信長公御通り候御先へ落とし懸け候。此の中、条々相届ざる、道理の旨、仰せ聞かされ、其の内、年寄侯者を召し寄せられ、一人御手打にさせられ候。

### 阿賀の寺内申し付くるの事

庚辰四月廿四日、播州の内しそ郡に、宇野民部楯籠る。彼の者の親・伯父構へ、羽柴筑前守秀吉押し詰め、乗っ取り、二百五十余を討ち捕り、夫より、宇野下野居城へ取り懸け、是れ又、責め破り、爰にて数多切捨て、其の後、宇野民部構へ

は高山節所に候。麓を焼き払ひ、塞貼に取出を三つ申し付け、丈夫に人数入れおき、此の競ひを以て、直ちに阿賀へ取り懸けられ候ところ、芸州へ人質出だし置き侯者ども、舟に取り乗り、罷り退く。然る間、一戦に及ばず、阿賀の寺内へ打ち入り、羽柴筑前守此の表の様躰見計らひ、御堂へ、筑前守人数入れ置き、百姓どもを呼び出だし、知行差出等申し付け、姫路に至りて人数打ち納む。姫地は西国への道通り手寄せなり。其の上、御敵城宇野民部所へも程近く、両条共に以て然るべき郷地なり。姫路に、羽柴筑前守秀吉在城あるべく相定め、普請申し付け、是れより、羽柴筑前守舎弟、木下小一郎に人数差し加へ、但馬国へ乱入し、即時滞りなく申し付く。木下小一郎は小田垣居城に拵へ、手の者ども見計らひ、所々に入れ置き、両国平均に候へキ。信長公の御威光忝き御事なり。併し、羽柴筑前守秀吉、一身の覚悟を以て、両国滞りなく申し付けられ候事、都鄙の面目、後代の名誉、これに過ぐべからず。

北国表の事、加賀国に至りて、柴田修理亮、長々在陣なり。当表御心元なくおぼしめされ、木下助左衛門・魚倅隼人両使、柴田かたへ国の様子申し上ぐべきの旨、仰せ遣はさるゝところ、能登・加賀一篇に申し付けたる様躰、罷り帰り、具に言上のところ、御祝着なされ、遠路辛勞の御褒美として、御服に御帷を相副へられ、兩人忝く頂戴。其の上、上意忝き使の間、北国にても、木下・魚住兩人に馬を出だされなり。

五月三日、中将信忠卿・北畠信雄卿、安土に至つて御出。御白分御座所の御普

請仰せ付けられ候。

五月五日、御山にて御相撲これあり。御一門の御衆御見物なり。

五月七日、江堀・舟入・道築、何れも御普講出来申すに付き、惟住五郎左衛門長秀、織田七兵衛信澄、永々辛勞仕り候間、御暇兩人に下され、在所へ罷り越し、用事申し付け候て、頓て罷り歸るべきの旨、忝くも、上意にて、七兵衛信澄は(脱文)、五郎左衛門は佐和山へ参り候なり。

五月十七日、国中の相撲取り召し寄せられ、安土御山にて御相撲有、御馬廻衆御見物。日野の長光、正林、あら鹿、面白き相撲を勝ち申すに付き、御褒美として銀子五枚長光下され、忝く頂戴。

甲賀谷中より相撲取り廿人参り候。辛勞の由、御錠候て、黄金五枚下され、忝き次第なり。布施藤九郎与力に、布施五介と申す者、能き相撲の由候て、召し出だされ、御知行百石仰せ付けられ候。今日の御相撲、あら鹿、吉五、正林、能く相撲勝ち申すに付き、御褒美として、八木五十石宛下され、忝く拝領なり。

### 本門跡大坂退出の事

四月九日、大坂退出の次第、門跡より新門跡かたへ相渡さるべきの旨、御届のところ、近年山越を取り、妻子を育み候雑賀・淡路島の者ども、爰を取り離れ候ては、迷惑と存知、新門跡を取り立て候はんの間、先づ本門跡、北の方を退き

申され、一先相抱へられ、尤もの由、様々申すに付きて、若門跡此の儀に同じ事、右の趣、返事候。本門跡北の方、下間。平井。矢木等、御勅使へ御理り申し、雑賀より迎へ舟を乞ひ、四月九日、大坂を退出さる。

### 八幡御造営の事

抑も、やはた八幡宮御造営御奉行として、武田佐吉・林高兵衛長坂助一、両三人仰せ付けられ、去る年十二月十六日、新初。然るに、内陳・下陳の間に木戸井これあり。朽腐し、雨漏り、簷壊に及ぶの間、今度は、末代の為め侯の間、からかねにて鑄物にさせられ、長さ六間にて侯を五間に鑄物に仰せ付けられ、当春三月、下遷宮ありて、程なく、社頭・宝殿、葺合せ、築地・楼門造せしめ畢り、金を以て螢立、神光明を輝かし、神明納受の杜壇、莊嚴、魏々が堂々と七宝を鏤め、五月廿六日、上遷宮をなし奉りお吃んぬ。誠に諸人の敬ひに依つて威を増すとは、夫れ是れを謂ふか。倍に、信長の御武運長久、御家門繁永の基なり。参詣の輩、貴賤羣集をなし、弥尊み拝呈す。八月中旬まで、九ヶ月に成就せしめ畢んぬ。

### 因幡・伯耆両国に至りて、羽柴発向の事

播州しそ郡に楯籠る宇野民部、

六月五日、夜中に退散。木下平太輔・蜂須賀小六、追ひ懸け、心ばせの侍ども  
歸し合せ貼、爰かしこにて相戦ひ、歴友の者ども数十人討ち捕り、翌日、

六月六日、此の競ひを以て、因幡・伯耆両国境目に至りて相働き、所々に煙を  
挙げらるゝのところに、東国の御人数発向の由申し候て、馳せ向ふべき行は一切  
これなく、国端の城主縁貼を以て降参の御断り申し、人質進上候て、御礼申し上  
げ候はんの由、言上候ところ、御悦び斜ならず。羽柴筑前守秀吉条々、名誉の旨、  
信長公御感なされ候へキ。

六月十三日、御相撲取り、円浄寺源七不届の子細これあり、御勘気を蒙りて、  
退出。

六月廿四日、国中の相撲取り召し寄せられ、御山にて、御相撲あり。払暁より  
夜に入り、桃灯にてこれあり。麻生三五 取勝六番打ち仕り、蒲生忠三郎が内小  
一と申す者、能く相僕仕り、御詞を加へらる。大野弥五郎、是れ又、能き相撲度々  
仕り候て、今度召し出だされ、面目の次第なり。

伊丹にて謀叛御忠節仕り候衆の事、

中西新八郎・星野左衛門・宮脇又兵衛・隠岐土佐守・山脇勘左衛門五人の老、  
池田勝三郎与力に仰せ付けられ候。

六月廿六日、土佐国補佐せしめ候長宗我部土佐守、惟任日向守、執奏にて御音  
信と為して、御鷹十六聯拝并砂糖三千斤進上。則ち、御馬廻衆へ砂糖下され候へ  
キ。



六月晦日、中将信忠卿、安土に至りて御出で。

## 大坂退散の事

大坂本門跡、雑賀へ退出の以後、藤井藤左衛門・矢木駿河守・平井越後の三使を以て、七月二日、御礼、御勅使、近衛殿・勸修寺殿・庭田殿、此の御衆召し列れられ、御敢次宮内卿法印・佐久間右衛門尉。進物御太刀代、銀子百枚、中将信忠卿へ御礼申す。信長公御対面これなし。信長公より門跡北の方へ御音信遣はされし御注文、写し置き候。

黄金三十枚、門跡へ。黄金二十枚、北方へ。黄金十五枚、あぜち法橋へ、同十五枚、下間刑部卿法橋。同十五枚、下間筑後子、小進法橋。黄金二十五枚、

右五人、今度、使に参られ候衆へ下さる。翌日、忝きの由、申し上げ候て、罷り帰り候なり。以上。

さる程に、新門跡大坂渡し進べきの御請けなり。

天正八年庚辰八月二日、新門跡大坂退出の次第。御勅使、近衛殿・勸修寺殿・庭田殿。

右の下使荒屋善左衛門。信長公より御使を相加へられ、宮内卿法印、佐久間右衛門・大坂請取り申さるゝ。御検使、矢部善七郎。

## 宇治橋御見物の事

抑も大坂は、凡そ日本一の境地なり。其の子細は、奈良、堺、京都に程近く、殊更、淀、鳥羽より大坂城戸口まで、舟の通ひ直にして、四方に節所を抱へ、北は賀茂川、白川、桂川、淀・宇治川の大河の流れ、幾重ともなく、二里、三里の内、中津川、吹田川、江口川、神崎川引き廻し、東南は、尼上ヶ嵩、立田山、生駒山、飯盛山の遠山の景気を見送り、麓は道明寺川・大和川の流に新ひらき淵、立田の谷水流れ合ひ、大坂の腰まで三里四里の間、江と川とつゞひて渺々と引きまはし、西は滄海漫々として、日本の地は申すに及ばず、唐土・高麗・南蛮の舟、海上に出入り、五畿七道こゝに集まり、売買利潤、富貴の湊なり。隣国の門家馳せ集まり、加賀国より城作を召し寄せ、方八町に相構へ、真中に高き地形あり。爰に一派水上の御堂をこつ貼と建立し、前には池水を湛へ、一蓮託生の蓮を生じ、後には弘誓の舟つかべ、仏前に光明を輝やかし、利剣即是の名号は、煩惱賊の怨敵を治し、仏法繁昌の靈地に在家を立て、甍を並べ、軒を継ぎ、福裕の煙、厚く、と遍に此の法を尊み、遠国波島より、日夜朝暮、仏詣の輩、道に絶えず、家門長久の処に、思はず天魔の所為来りて、信長公、一年、野田・福島御詰め候を、落去候ては、大坂手前の儀と存知、長袖の身ながら、一揆蜂起せしめ、通路これを直さず。

其の時、野田・福島の御人数御引き取り候へキ。其の遺恨おぼしめし忘れられ

ざるの故か、既に五ヶ年以前の度、当寺参詣の輩を推し止められ、剩へ、御敵を一分に捕へ、諸口を取り詰め、天王寺に至つて、原田備中相城を申し付けられ候。御普請、首尾なき以前と存じ、即時に一揆を催し、天王寺へ差し懸け、一戦を遂げ、原田備中、塙喜三郎、塙小七郎、簗浦無右衛門を初めとして、歴々討ち捕り、其の競ひに天王寺とり巻き候ところ、信長御後詰として、無勢を以て御動座なさる。其の日、両度御合戦に及ばれ、両度ながら大坂合戦に打ち負け、数多討死させ、誠に大軍を以て小敵の檣となる事、無念の次第なり。併せて、末法の時到つて修羅鬪争の瞋恚を発し、力及ぼすながら、大坂も、こつ津、丸山、ひろ芝、正山を始めとして、端城五十一ヶ所申し付け、楯籠り、構への内にて五万石所務致し、運を天道に任せ、五ヶ年の間、時節を相守ると雖も、身方は日々に衰へ、調儀・調略相叶はず。信長御威光盛んにして、諸国七道御無事なり。此の上は、勅命と云ひ、御道理は違はずと云ひ、退城仕るべきと、肯じ申し候。爰に大坂立ち初めて以来、四十九年の春秋を送る事、昨日の夢のごとく、世間の事相を観ずるに、生死の去来、有為転変の作法は、電光朝露のごとく、唯、一声称念の利剣、此の功德を以て、無為涅槃の部に至らんにはしかじ。然りと雖も、今故郷離散の思ひ、上下已に涙に沈む。然れども、大坂退城の後、頓て、信長公御成りあつて、此の所、御見物なさるべく、其の意を存知、端転普請掃除申しつけ、面には弓・鎗・鉄炮等の兵具、其の員を懸け並べ、内には資財雑具を改め、あるべき躰を結構に飾り置き、御勅使、御奉行衆へ相渡し、八月二日未の刻、雑賀・淡路島より

数百艘の迎へ船をよせ、近年相抱へ候端城の者を初めとして、右往左往に、縁縁を心懸け、海上と陸と、蛛の子をちらすが如く、ちり転に別れ候。弥時刻到来して、たへ松の火に、西風来なりて、吹き懸け、余多の伽藍一宇も残さず、夜日三日、黒雲となつて、焼けぬ。

八月十二日、信長公、京より宇治の橋を御覽じ、御舟にて直ちに大坂へ御成り、爰にて、佐久間右衛門かたへ、御折檻の条子、御自筆にて仰せ遣はさるゝ趣、

### 覚

一、父子五ヶ年在城の内に、善悪の働きこれなきの段、世間の不審余儀なく、我貼も思ひあなり、言葉にも述べがたき事。

一、此の心持の推量、大坂大敵と存じ、武篇にも構へず、調儀・調略の道にも立ち入らず、たゞ、居城の取出を丈夫にかまへ、幾年も送り候へば、彼の相手、長袖の事に候間、行く貼は、信長威光を以て、退くべく候条、さて、遠慮を加へ候か。但し、武者道の儀、各別たるべし。か様の折節、勝ちまけを分別せしめ、一戦を遂ぐれば、信長のため、且つ父子のため、諸卒苦勞をも遁れ、誠に本意たるべきに、一篇に存じ詰めし事、分別もなく、未練疑ひなき事。

一、丹波国の日向守が働き、天下の面目をほどこし候。次に、羽柴藤吉郎、数ヶ国比類なし。然して、池田勝三郎小身といひしも、程なく花熊申し付け、是れ又、天下の覚えを取る。爰を以て我が心を発し、一廉の働きこれあるべき事。

一、柴田修理亮、右の働き聞及び、一国を存知しながら、天下の取沙汰迷惑に付

きて、此の春、賀州に至りて、一國平均に申し付けし事。

一、武篇道ふがひなきにおいては、屬託を以て、調略をも仕り、相たらはぬ所をば、我等にきかせ、相済むのところ、五ヶ年一度も申し越さざる儀、油断、曲事の事。

一、やす田の儀、先書に注進、彼の一揆攻め崩すにおいては、残る小城ども大略退散致すべきの由、紙面に載せ、父子連判候。然るところ、一旦の届けこれなく、送り遣はす事、手前迷惑これを遁るべしと、事を左右に寄せ、彼是、存分申すやの事。

一、信長家中にては、進退各別に候か。三川にも与力、尾張にも与力、近江にも与力、大和にも与力、河内に与力、和泉に与力、根来寺衆申し付け候へば、紀州に与力少分の者ども候へども、七ヶ国の与力、其上、自分の人数相加へ、働くにおいては、何たる一戦を遂げ候とも、さのみ越度を取るべからざるの事。

一、小河かり屋跡職申し付け候ところ、先々より人数これあるべしと、思ひ候ところ、其の廉もなく、剩へ、先方の者どもをば、多分に追ひ出だし、然りといへども、其の跡目を求め置き候へば、各同前の事候に、一人も抱へず候時は、蔵納とりこみ、金銀になし候事、言語道断の題目の事。

一、山崎に申し付け候に、信長詞をもかけ候者ども、程なく追失せ候儀、是れも最前の如く、小河かりやの取り扱ひ紛れたき事。

一、先々より自分に抱へ置き候者どもに加増も仕り、似相に与力をも相付け、新

季に侍をも抱へるにおいては、是れ程越度はあるまじく候に、しばきたくはへばかりを本とするによつて、今度、一天下の面目失ひ候儀、唐土・高麗・南蛮までも、其の隠れあるまじきの事。

一、先年、朝倉破軍の刻、見合せ、曲事と申すところ、迷惑と存ぜず、結句、身ふいちやうを申し、剩へ、座敷を立ち破りし事、時にあたつて、信長面目を失ふ。その口程もなく、永々此の面にこれあり、比興の働き、前代未聞の事。

一、甚九郎覚悟の条々、書き並べ候へば、筆にも墨にも述べがたき事。

一、大まはしに、つもり候へば、第一、欲ふかく、氣むさく、よき人をも抱へず、其の上、油断の様に取沙汰候へば、畢竟する所は、父子とも武篇道たらず候によつて、かくの如きの事。

一、与力を専とし、余人の取次にも構へ候時は、是れを以て、軍役を勤め、自分の侍相抱へず、領中を徒になし、比興を構へ候事。

一、右衛門与力・被官等に至るまで、斟酌候の事、たゞ別条にてこれなし。其の身、分別に自慢し、うつくしげなるふりをして、錦の中にしまはりをたてたる上を、さくる様なるこはき扱ひに付いて、かくの如きの事。

一、信長代になり、三十年奉公を遂げたるの内に、佐久間右衛門、比類なき働きと申し鳴らし候儀、一度もこれあるまじき事。

一、一世の内、勝利を失はざるの処、先年、遠江へ人数を遣し候刻、互に勝負ありつる習、紛れなく候。然りといふとも、家康使をもこれある条、をくれの上に

も、兄弟を討死させ、又は、然るべき内の者打死させ候へば、その身、時の仕合に依て遁れ候かと、人も不審を立つべきに一人も殺さず、剩へ、平手を捨て殺し、世にありげなる面をむけ候儀、爰に条々を以て、無分別の通り、紛れあるべからずの事。

一、此の上は、いづかたの敵をたいらげ、会稽を雪ぎ、一度帰参致し、又は討死する物かの事。

一、父子かしらをこそげ、高野の栖を遂げ、連々以て、赦免然るべきやの事。

右、数年の内、一廉の働きなき者、未練の子細、今度、保田において思ひ当り候様、天下を申しつくる信長に口答申す輩、前代に始り候条、爰を以て、当未致すべき二ヶ条、請けなきにおいては、一度天下の赦免これあるまじきものなり。

天正八年八月 日

此の如く、御自筆を以て遊ばし、佐久間右衛門父子かたへ、楠木長安、宮内卿法印、中野又兵衛三人を以て、遠国へ退出すべき趣、仰せ出だされ、取る物も取り敢へず、高野山へ上され候。

爰にも叶ふべからざる旨、御錠に付いて、高野を立ち出で、紀伊州熊野の奥、足に任せて逐電なり。然る間、譜代の下人に見捨てられ、かちはだしにて、己と草履を取るばかりにて、見る目も哀れなる有様なり。

八月十七日、信長公、大坂より御出京。京都にて、御家老林佐渡守、安藤伊賀父子、丹羽右近、遠国へ追失せらるる子細は、先年、信長公御迷惑の折節、野心

を含み申すの故なり。

### 賀州一揆歴々、生害の事

十一月十七日、柴田修理亮調略にて、賀州の一揆歴貼の者、所々にて手分けを申し付け、生害させ、頸ども安土へ進上。則ち、松原町西に懸け置かれ候なり。

頸の注文、若林長門、子若林雅楽助、子若林甚八郎、宇津呂丹後、子宇津呂藤六郎、岸田常德、子岸田新四郎、鈴木出羽守、子鈴木右京進、子鈴木次郎右衛門、子鈴木太郎、鈴木采女、窪田大炊頭、坪坂新五郎、長山九郎兵衛、荒川市介、徳田小次郎、三林善四郎、黒瀬左近、以上十九人。

信長公御感斜ならず候なり。

### 遠州高天神、家康御取り巻きの事

遠州高天神の城、武田四郎人数入れ置き、相抱へしを、家康公推し詰め、しゝ垣結ひまはし、取り籠めをかせられ、御自身御在陣候なり。